

議案第22号

都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和4年2月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、都市公園の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

都市公園の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

都市公園の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市博多区下呉服町9番21号 株式会社 エヌプロ	836,560円

2 事件の概要

令和3年8月17日午前7時頃、市内東区城浜団地地内の城浜緑地内の樹木の根元が腐朽していたため、当該樹木が折れて倒れ、同緑地に隣接する道路を走行中の相手方株式会社エヌプロ所有の普通乗用自動車に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。